

令和7年6月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和7年6月26日（木） 開会 午前10時
閉会 午前11時36分

場所 第1委員会室

出席委員 千葉達也委員長
長峰秀和副委員長
金子裕太委員、美田宗亮委員、白土幸仁委員、横川雅也委員、田村琢実委員、
泉津井京子委員、白根大輔委員、権守幸男委員、井上航委員、高木功介委員

欠席委員 なし

説明者 都丸久企画財政部長、田辺勝広政策・財務局長、
高窪剛輔行政・デジタル改革局長、今西典子地域経営局長、
坂入康昭企画総務課長、笠原英之計画調整課長、桑折恭平財政課長、
藤井大司行政・デジタル改革課長、上田真臣デジタル政策幹、
横溝隆夫情報システム戦略課長、山川直也北部拠点政策幹、
田中秀幸地域政策課長、秋田大輔市町村課長、赤沼知真土地水政策課長、
吉井洋紀交通政策課長

岩崎寿美子会計管理者、村野賢治出納総務課長、黒川真知子会計管理課長

小松原誠監査事務局長、佐藤和央監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
都築久江監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第86号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第88号	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第89号	埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第101号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

2 請願

なし

報告事項

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について

【付託議案に対する質疑】

金子委員

- 1 86号議案の補正予算第1号の高等学校等修学支援事業費補助金についてだが、こちら臨時的措置ということで伺っているが、次年度以降は国の財源的に織り込まれていくのかというところ、その辺りがどうなっているのか教えていただければと思う。
- 2 101号議案、令和7年度補正予算の第2号の方である。こちらのLPガスの支援について2点伺いたい。まず、こちらの施策効果について伺う。LPガスの支援、レシートに、引かれたということが前回も書いてあったと私も記憶していて、かなり細かく見ないと、県民に対して実際にそういった補助があるということがなかなか伝わりづらいのではないかと。さらに、前回も行っているわけだが、こういった施策効果があったと認識されているのか、お伺いする。
- 3 2点目が、この予算の使い方に関してであるが、今回、財源の一部に財政調整基金が活用されている。具体的には34億円のうち約12億円を繰入金で財調から賄っているというところである。財調は、本来災害対応や景気金融変動など、真にやむを得ない緊急事態に陥った場合の備えとして積み立てているものであり、その活用において慎重な判断が求められると思っている。今回は、確かにエネルギー価格高騰ということで県民生活に影響を与える大きな問題であるが、物価高騰の影響というのは継続的な傾向にあるように思っている。こういったものに対して、財調を切り崩しながら対応していくことが良いのかというところと、抜本的に恒常的な制度や財源を別途検討していく必要があるのではないかと。今後同様の支援を行う場合、持続可能な制度設計に移行していくべきだと考えるが、執行部の見解を伺う。

財政課長

- 1 臨時的措置で来年度以降どう織り込まれるのかというところであるが、今回、所得制限でこれまで就学支援金を受給していなかった世帯を対象にして、臨時支援金を支給する事業として、国負担10分の10であるこの高等学校等修学支援事業費補助金というのが、新たに措置をされているところである。こちらについては、もともと計上されている高等学校等就学支援金とは別に、臨時的に措置されたものであり、基本的には、8年度以降については補助金として一つになっていくのではないかと考えているが、現状、国に問い合わせたところ、まだ制度を検討中ということだったので、状況を引き続き注視していきたいというふうに考えているところである。
- 2 LPガスの支援について、施策効果やレシートに記載しているというところである。施策効果のところだが、確かにレシートにしっかりと幾ら値下げをしたかというところはLPガス事業者に対応いただくことになるが、それと併せてその効果的なところというと、実際に一般消費者の皆様のところの支払をいただくその料金の部分が明確に下がっていくので、そこは施策効果としては県民生活、県民の料金負担というところの軽減には、直接的には波及というか効果があると思っており、レシートの印字のところどこまで確認されるのかという指摘があったが、こちらについても各所管課であるとか、あるいは協会など、あらゆるところを通じてこういう施策を講じているというところをしっかりとPRをして、県民の皆さんにもしっかりとこういう措置の結果として、料金が引き下げられるという効果が出ているというところを実感いただけるように、執行部としても配慮して対応していきたいと考えているところである。

3 財調を使うというところであるが、今回、物価高騰対策として、引き続き2月補正予算でも認めていただいたが、国の交付金を活用して対策を講じてきたところだが、今回、2月補正と同様の考え方を持って、所要額を積算したところ、国の交付限度額が22億だったので、結果足が出た部分について、財政調整基金繰入金ということで財源を措置しているところであるが、他方で物価高騰は全国一律であり、埼玉県だけの話ではないということもあるので、基本的には国の方で全国的な対応ということで、交付金の措置等も求めていきたいと考えているし、今後の対策の考え方についても、そこはしっかりと国がどういう考え方を持って国費も含めて対応してくるのかということをよく踏まえながら、私どもとしても、今後の対策で財源も含めてどのように対応するかということを検討していく必要があるものというふうに考えているところである。

金子委員

今の財調の使い方のところも含めてLPガスのところだが、物価高騰、本当に先ほど申し上げたとおり、これから多分更に上がっていくというか、物価高騰が悪いことではないと思う。もちろん、給与が上がってその分物価が上がっていくというのは健全なことだと思っているので、それに対して継続的に財調を切り崩して現金給付ですずっとばらまいていくというのは、その方が逆に不健全ではないかと私自身は思うが、この財調の使い方を改めて、もう1回考えていただきたいということと、実質的な現金給付のこういった施策をいつまで続ける考えなのかということ、伺いたいと思う。

財政課長

物価高騰対策に関することであるが、物価高騰に賃上げ等が伴ってくることが、より良い在り方であろうというところで、他方でなかなか賃上げが追いついてくるのかというところであるとか、あるいは公定価格で定めがあるようなところについては、引き続き今回の物価高騰の影響を多分に受けているようなところもあるので、今般国が予備費を活用して、交付金も含めて、物価高騰対応することということであったので、県としても県下の情勢を踏まえて対策を講じているところであるし、事業手法についても、現金給付が的確な手法なのかということも含めて、国の手法等も踏まえながら、県としてどのような施策が現状に対して有効に機能するかということ、しっかり今後考えて検討していきたいと考えているところである。

泉津井委員

- 1 まず、86号議案より、国の令和6年度補正予算への対応についての部分である。医療施設等経営強化事業費補助金などが計上されているが、これはなぜ、6月の補正予算で計上することとなったのか、説明を頂けたらと思う。
- 2 第101号議案からである。重点支援地方交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、埼玉県には約22億円が国から交付をされているが、どのような基準で各自治体に配分されているのか、聞かせていただけたらと思う。

財政課長

- 1 医療施設等経営強化事業費補助金の計上等が6月になった理由であるが、これについては国の制度概要が示されたのが今年の3月上旬頃であり、あと、医療機関等への意向調査なども行ったため、2月補正の段階では間に合わず、今般提案申し上げた補正予算案に計上したところである。

- 2 配分額の積算基準のところの質問であるが、この重点支援地方交付金については、人口であるとか事業所数、あとは物価上昇率であるとか財政力指数などの指標を用いて、決定されているというところであり、配分基準については、これまでと同じような考え方で算定をされているものと承知している。

泉津井委員

県としては、この配分は適切と考えているのか、聞かせていただけたらと思う。

財政課長

県としての考え方であるが、配分の計算方法は従来と同じような考え方に沿っているもので、そういう意味では適正な考え方であるというところではあるが、本県が廃止を要望してきた財政力指数に基づく補正は引き続き、かかっているような状況であるので、実際、財政力の高い団体については配分額が減額される仕組みには引き続き、なっているというところはある。であるので、こうした見直しについては、引き続き県としてもお願いをしていきたいというふうに考えているところである。

井上委員

- 1 89号に関して質問させていただく。今回、説明資料の中では、拝見すると、個人演説会告知用ポスターの規定が廃止されるということであった。つまり、これによって令和8年1月1日以降は、例えば県議選や知事選も長さ42、幅40の規定のポスターを使っていくということになっていくという認識で良いのか確認させていただきたい。
- 2 それに伴って、県選管なり市選管なりが用意する公営掲示板のサイズというのも変更になってくるのか伺う。

市町村課長

- 1 県議会議員選挙、それから知事選挙も含めて、候補者が選挙運動のために使用するポスターの規格は、長さ42センチメートル以内、幅40センチメートル以内に統一される。
- 2 掲示場の規格であるが、現時点でも、掲示場の規格は長さ42センチメートル以上、幅42センチメートル以上であり、新しい規格でも十分対応できるので、規格に変更の予定はない。

井上委員

- 1 今回は県議会で県の条例をやっているが、市町村の議会などもこのサイズに統一されていくということなのか、それに伴って各市でも同じような条例改正の議案が出ているという状況にあるのか確認をさせていただきたい。
- 2 通常で考えると、2年後、令和9年の県議会議員選挙一般選挙ないし知事選挙からというふうになると思うが、仮に令和8年1月1日以降に県議選の補欠選挙などがあつたら、もうその時点からこのサイズでやっていくということで良いのか確認させていただきたい。

市町村課長

- 1 この規格は全国的なものであり、候補者全てになるので、市長選挙それから市議会議員選挙も同じような対応になる。条例等は各市町村の状況にもよるので、タイミングは

同じかどうか分からないが、基本的には同じになっていくというふうに考えていただければと思う。

- 2 補欠選挙も含めてこの条例適用になるので、令和8年1月1日以降に、仮に県議会の補欠選挙があれば、この規定が適用になっていくということになる。

【付託議案に対する討論】

なし